

「田植裁判」第4回公判(10月11日)

# 自己矛盾に陥る被告 評価に用いた資料も出せず

10月11日、夏日の蒸し暑い中、大阪地裁609号法廷で4回目の公判が開かれた。

法廷では前回、裁判長から被告フィールドテクノに出された三つの宿題(①量的側面、質的側面、価値創造とは何かをはっきりさせること②面談時の会話を具体的に示すこと③評価に使用した資料の提示)の回答である被告準備書面(3)についての審理となった。

まずは法廷でのやり取りから……。 (原告、被告とも代理人の発言である)

裁判長：効率が悪いので、メインの業務以外して  
いないというのは、質なのか量なのか。

被告：テレコンの効率が悪いのは質の評価にあ  
たる。

原告：では、テレコン以外の業務1～7ができて  
いないことは評価の対象外なのか。明確  
にして欲しい。

被告：そのようにする。

裁判長：評価に用いた資料は提出しないのか。

被告：内部資料であり、評価の資料は提出でき  
ない。

裁判長：被告の評価で争われている。資料を提出  
しなければ被告に不利になるがいいのか。

被告：提出するかどうかは再度、検討したい。

裁判長：次回までに、①～⑦までの位置づけの明確化と評価資料提出の検討。なお、書面提出は11月1

## 田植裁判now!

田植さんは一昨年末の評価をIとされた。

面談でT上長は「全社員販売がゼロ」だけをI評価の理由に挙げたが、この全社員販売はそもそも業務外のものであり、作業の合間に行うものだ。

業務外である全社員販売を評価の対象にするのは不当だ、としてI評価によって減額された年末一時金等の支払いを求めたのが当裁判である。

だが、いざ裁判が始まってみると被告フィールドテクノは「T上長は全社員販売がゼロだから評価がIだとは言っていないし、全社員販売で評価はしていない」と主張。

現時点では、どのような評価でIにされたのかが、この裁判の争点になっているのだが…。

被告の準備書面による主張は的を得ず、裁判長から毎回、宿題が言い渡される始末。

この4回目の公判においても宿題が課せられることになった。

2日までに。次回公判期日は11月22日10時30分とする。

これらのやり取りからお分かりだと思うが、被告フィールドテクノ（NTT西日本の「グループ運営体制の見直し」により、10月1日付けでホームテクノ社からフィールドテクノ社へ社名を変更している）は、被告準備書面（3）においても質、量について明確な説明を成し得ていないのが現状だ。

それでは、被告の言うテレコン業務の効率とはどういうものか、被告準備書面（3）から抜粋すると・・・「例えば、平成23年5月26日から30日にかけて、大豊町と土佐町方面で計4件の工事を実施して

いる。また、6月27日と28日にかけて大豊町方面で1件ずつ工事を実施している。前者であれば大豊町と土佐町方面でそれぞれ1日ずつ集中して行うなど、少なくとも2日で工事を実施することができた。また、後者であれば、2日かけずとも1日に集中して工事を実施することができた。このように、原告は、1日当たりの工事件数を増やし、より効率的に業務に取り組んで、光離反抑制の活動等①ないし⑦の取り組みをさらに進めることで一層被告会社に貢献することができたにもかかわらずそのような取り組みが見られなかったのである」・・・と言うもの。

この主張がますます「量的側面」と「質的側面」を混乱させた。

効率（質的側面）が悪いのは集中して工事をしていないからとの指摘だが、工事の頻度は量的側面にあたるものだ。同じことだが、被告はテレコン業務の効率の悪さが他業務（①ないし⑦）ができていない理由とするが、質が悪いがために量が少なくなるなら、なぜ、田植さんの量的側面の評価がⅡになるのか。

また、被告は被告準備書面（1）で「質的側面の評価については業務品質等から『期待し要求する程度を下回る（I）』」である、としている。「等」が付くものの工事の頻度での指摘はしていない。

更に前回提出した被告準備書面（2）に至っては費用対効果を持ち出し、費用の軽減で被告会社に貢献できたはずだ、としたが、被告準備書面（1）では「コストの削減は量的側面である」と規定しているのである。自己矛盾としか言い様がない。

因みに①～⑦は①光SO工事②マンション調査③光離反抑制④引込み線垂下がり点検⑤電柱調査⑥エージェントサービスの拡大⑦定額保守の獲得である。

被告は価値創造についても訳の分からないことを言っている。被告準備書面（3）からこれについても抜粋してみよう・・・。「原告の資格等級であるビジネス資格1級ジョブグレード1の社員は、『自組織に関するサービス、業務知識、技術、ノウハウを他者に説明できるレベルで理解し、後輩や部下等に対してそれらを伝承する』『自説に固執せず相手の意見を傾聴し、理解しながら自分の考えを積極的に発信する

## パンフができました 活用してください。



NTT職場で仲間をズタズタに切り裂く評価制度。賃金の問題が人をも変えている。

「問題あり！NTTの成果主義賃金」はそのような成果主義賃金制度に対する法律の方向性を語っている。7月13日に森弁護士が高知市で行った講演「田植裁判と成果主義」を収録。頒価100円。

※会員の皆様には無料でお届けします。

と共に後輩や同僚等に対してスキル習得に関するアドバイスを実施する』ことが期待される立場にある」とし、「テレコン業務については当該評価対象期間においても『スキルの継承』に関する取り組みが行われることを期待していたが、原告が期待されている成果・業績をあげることはなかった」としている。

スキル等の継承が重要なのは理解するが、いったい誰に継承するのか。後継者も決めずに「スキル等の継承」ができるのだろうか。間の抜けた指摘だ。

ここまで見てきたように被告は田植さんの作業事例までも、にわかに変えてきている。嘘から始まったほころびが縫合しきれないまでに広がってきた。

次に面談時の会話について被告準備書面(3)は「T課長の記憶によれば、原告が主張するような『販売』を評価対象とするという趣旨の会話はしなかったものの、会話の詳細かつ具体的な内容については、記憶が定かではなく、明らかにすることはできない」とし、その理由を「本件に関する面談は平成23年12月頃と約1年10ヶ月も前の出来事であること、T課長は定期的に約40名もの社員と面談を実施していたこと、当時はその中の1名との面談が訴訟にまで発展することなど想定もしていなかったことを踏まえれば、記憶が定かでないことはやむを得ないことである」としている。

人間「言った事」を忘れることは間々ある。それは認めるとして「言っていない」ことを忘れていないと証明するには会話の内容を覚えて

いることが必須となるのだが……。それはそれとして、この主張は重大な意味を持つ。40名もの社員と面談するにも拘らず、メモ一つ取っていないという事実が明らかになった、と言うことだ。上長面談が2次評価、3次評価に反映されていないことになる。

被告が会話を明らかにできなかったことについて森弁護士は「被告は田植さんに『全社員販売がゼロだからI評価だ』と言わなかったことを証明できなかった。裁判では証拠に基づいて判断をする」とし、被告に不利になるとした。

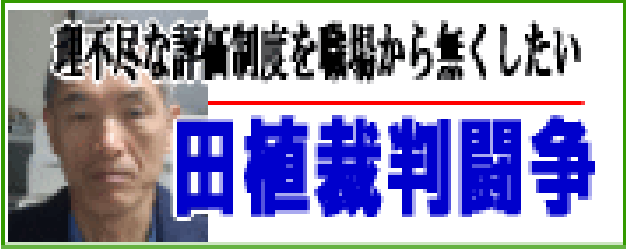
さて、最後の宿題である「評価に用いた資料の提出」であるが、先に書いたとおり、内部資料であることを理由に提出を拒んだ。と、言うよりも果たして資料なるものが存在するのだろうか。あれば、面談時においても使用していたはずである。

今後において、被告が資料を提出するのかは分からないが、今まで被告が主張してきた事例と照合できなければ自滅の道を突き進むことになる。提出できなければ、これまた、不利になることは裁判長が明言している。またまた、楽しみが増えたようだ。

ここまでの今回の主な争点だが、被告準備書面(3)では田植さんに対し、誹謗中傷とも言うべき非難を浴びせている。

それは「原告の資格等級であるビジネス資格1級ジョブグレード1の社員は、『自部門に影響の大きい新たな課題や問題を見つけ出し、部門内共有を図り、課題・問題解決の阻害要因やリスクを模索・提言し、責任範囲の中で判断を自ら行い、高い目標を設定し、責任感を持って粘り強く取り組み、最後まで

**田植裁判がホームページに**



「NTT労働者」のホームページに「田植裁判闘争」のバナーが追加された。中には原告、被告の準備書面等の原文も。

なお、「NTT労働者」は、NTTで働く者の問題や闘いを取り上げるホームページとして、東N関労の仲間が運営している。「NTT労働者」で検索を。

被告準備書面(3)もUPLしました。

やり遂げる』ことが期待されていることから、上司からの業務指示がなければ努力をしないという原告の態度では、会社が期待し要求する程度の業績をあげることは難しい」と言うもの。

よくぞここまで言えたものだ。面談においてはメモさえ取らず、資料も作らず、間違った評価対象で社員をI評価にする。上長として評価を下せるほどのスキルも持たず、最後には嘘でのごまかし。人間的にも0評価のT課長にそのままお返しする。

最後に一つだけ、被告準備書面(3)で「被告準備書面(2)では『配線の接続誤りが多く発生している』は『配線の接続誤りが多く発生していた』とすべきところ表記を誤ったもの

であり、これを訂正する」としている。これは、原告からの指摘に基づいての訂正であり、決して被告が書き誤ったものではない。何とかして田植さんのI評価を立証しようと見繕った事例ではあるが、図らずも時期的に合わなかったというもの。例えれば、後だしジャンケンをすれば勝てるはずなのだが、如何せん、後から出した手が相手に負ける手であっただけのことだ。嘘をついてまで訂正するほどのものでもない。訂正してもしなくても最早、後戻りはできないのだから……。

## 変集誤記・・・

■先月、田植さんを支える会NEWS No. Ⅲを出したところ、民事裁判で「公判」を使うのは間違っているとの指摘があった■Webで調べてみると確かに「公判」は刑事事件の時に使うものとなっている。また、裁判をやっている他労組の紙面では“期日”なる言葉が使われているのではないか■早速、森弁護士に確認を取ると「決して公判も誤りではない」と言う。ならばなぜ、公判が刑事裁判だけに使われるのか。森さんによれば「法廷での慣例によるものだ」とのこと。と、言うことは民事裁判でも公判を使い続ければ何時かは全国民に認知されるに違いない■「誰も寝てはならぬ」いや「誰も文句を言ってはならぬ」田植さんを支える会NEWSではこの「公判」を使い続けるのだ！！と勝手に決めた由■因みに皆さんは「確信犯」という言葉をよく使われるのでは。例えば「時間を聞きちがえて遅れたと言っているが、あれは確信犯だ」とかいう風に・・・■初めから犯罪だと分かっていた実際に犯罪を犯す人に使われているようだが、それは大きな間違い、小さな恥と言うもの■確信犯とは政治的、思想的に悪いことではないと確信して犯罪を行うことだそう。故に政治犯、思想犯等を指すのだそう■因みに上記のとえ話は確信犯ではなく「故意犯」と言う■被告準備書面でも①ないし⑦などと使われているが、普通に解釈すれば「ないし(乃至)」は①か、あるいは⑦となる。だが、法律用語では①から⑦まで、と解されているようだ■法律用語は難しい。

\*\*\*\*\*

### 業務外での評価は許さんぜよ！田植裁判闘争を支える会入会申込書

氏名 \_\_\_\_\_

会社名、職場名 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号(任意です) \_\_\_\_\_

入会費 1,000円

※ 住所等個人情報は「田植さんを支える会NEWS」を郵送するためのものです。情報は支える会が管理し、公表はしません。また、当会解散後は直ちに破棄するものです。

上記の用紙で申し込みができない方は088-840-1045(田植宅)へお電話を！

後日、申込書、入金振込み用紙を郵送させていただきます。